

石岡市立石岡中学校 P T A 規約

第1章 名称及び事務局

第1条 この会は石岡中学校 P T A という。

第2条 この会の事務局を石岡中学校内に置く。(以下石岡中学校を「本校」という。)

第2章 目的及び事業

第3条 この会は本校に在籍する生徒の父母、またはこれに代わる者(以下「父母」という。)とともに、父母と本校の校長及び教職員(以下「教師」という。)が協力して幸福な成長を図ることを目的とする。

第4条 この会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 家庭と学校の連絡をより緊密にし生徒の福祉を図ること。
- 2 会員の親睦と教養の向上に関すること。
- 3 生徒の生活環境の改善と教育施設の充実に関すること。
- 4 その他この会の目的達成に必要と認めること。

第3章 方針

第5条 この会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

- 1 この会は自主独立のものであって他の団体または機関の支配や干渉を受けない。
- 2 生徒の福祉のために活動する他の団体または機関と協力する。
- 3 この会はすべての政党、政派及び宗教に関係しない。また、この会またはこの会の役員の名においていかなる公職の候補者も推薦しない。
- 4 学校の管理及び人事に干渉しない。

第4章 会員

第6条 会員の資格権利及び義務は次のとおりとする。

- 1 父母及び教師を正会員とし、この会に賛同する者を賛助会員とする。
- 2 会員はすべて平等の権利を有する。
- 3 会員はすべて第2章の目的のため第3章の方針に従って活動する義務がある。

第5章 役員

第7条 この会を運営するために次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 6名以内
- 3 書記 2名
- 4 会計 2名
- 5 女性ネットワーク委員 若干名
- 6 監査 3名

第8条 役員は任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

第9条 任期の中途における補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

第10条 会長、副会長及び監査は役員選考委員会において選出し、総会において承認する。

二 選考委員は、運営委員会において互選とする。

第11条 役員は次のとおりとする。

- 1 会長はこの会を代表し、会務を統理し、総会及び運営委員会を召集し、主宰する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代理する。また、この会の事務的な処理及び総会、運営委員会等の会の進行に関する事項を行う。
- 3 書記は会長の命を受け庶務を行う。
- 4 会計は会長の命を受け会計事務を行う。
- 5 女性ネットワーク委員は会長の命を受け女性ネットワークに関する業務を行う。
- 6 監査は会計監査を行う。また、事業についても助言・協力をする。

第6章 顧問

第12条 本会には顧問をおくことができる。顧問は運営委員会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

第7章 会議

第13条 この会の会議は次のとおりとする。

1 総会 2 運営委員会 3 常任委員会 4 学年委員会 5 特別委員会

第14条 総会の組織、権限及び運営は次のとおりとする。

- 1 総会は、この会の最高議決機関である。
- 2 会員はすべて総会に出席し、意志を表明する義務と権利を有する。
- 3 総会は毎年度始めに定期総会を開き、その他随時必要に応じて臨時総会を開くものとする。ただし臨時総会は運営委員会が必要と認めたととき、もしくは会員の5分の1以上の要求があったときとする。
- 4 総会は会員の5分の1以上(委任状を認める)が出席しなければ会議を開き、議決することができない。
- 5 総会の議事は出席者の過半数を以て決する。ただし規約の改廃及び制定については出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 6 総会においては次のことを決める。
 - イ 規約の改廃または制定
 - ロ 予算及び決算の審議
 - ハ 事業の審議並びに承認
 - ニ 会長、副会長及び監査の承認
 - ホ その他
- 7 総会の議長は会長又は会長の指名した者とする。

第15条 運営委員会の権限及び運営は次のとおりとする。

- 1 運営委員は常任委員会と学年委員会及び特別委員会の委員長またはその代理者を充て、その会の役員及び校長又はその代理者とともに運営委員会を組織する。
- 2 運営委員会は総会に次ぐ議決機関である。
- 3 運営委員会は会長が必要と認めたとときもしくは運営委員の3分の1以上の要求があったとき随時開くものとする。
- 4 運営委員会は運営委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開き、議決することができない。
- 5 運営委員会の議事は出席者の過半数をもって決する。
- 6 運営委員会は予算の編成、事業の計画、審議その他常任委員会及び学年委員会よりかけられた事項の審議にあたり、重要事項は総会にかける。
- 7 運営委員会の議長は会長または会長の指名した者とする。

第16条 常任委員会の組織及び運営は次のとおりとする。

1 常任委員会を次のように分ける。

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| イ 成人体育委員会 (20名) | ロ 広報委員会 (15名) |
| ハ 厚生委員会 (20名) | ニ 校外指導地区委員会 (各地区1名以上) |
| ホ 環境整備委員会 (15名) | ヘ 交通安全母の会 (10名) |
| ト 婦人防火クラブ (15名) | |

※ 人数は、原則上記のとおりとするが過不足ある場合はこの限りでない。

※ 委員の選出については次の通りとする。

①校外指導地区委員を選出する地区は次の通りとする。(ただし、生徒数によっては、近隣の地区と合併する)

旭台1丁目、旭台2丁目、旭台3丁目、東光台1丁目、東光台2丁目、東光台3丁目、東光台4丁目、東光台5丁目、東石岡1丁目、東石岡2丁目、東石岡3丁目、東石岡4丁目、東石岡5丁目、山王台、大和町、東ノ辻、東町、八軒台、東大橋、小井戸、南台1丁目、南台2丁目、南台3丁目、南台4丁目、大谷津、東田中

②上記の①以外の委員は、学年から選出する。

- 2 常任委員長及び副委員長は所属委員の互選による。
- 3 常任委員会は常任委員長が必要と認めたとときもしくは所属委員の3分の1以上の要求があったとき随時開くものとする。
- 4 常任委員会は所属委員の3分の1以上の出席がなければ会議を開き、議決することができない。
- 5 常任委員会の議事は出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 常任委員会の議長は、常任委員長または常任委員長が指名した者とする。

第17条 常任委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- 1 成人体育委員会は会員の教養向上に関する事項並びに体育をととした会員の親睦及び健康に関する事項。
- 2 広報委員会は会報の発行、会員相互の連絡に関する事項。
- 3 厚生委員会は生徒の保健福祉に関する事項。
- 4 校外指導地区委員会は生徒の校外生活指導に関する事項。
- 5 環境整備委員会は教育施設設備に関する事項。
- 6 交通安全母の会は交通安全に関する事項。
- 7 婦人防火クラブは防火防災に関する事項。

第18条 学年委員会の所掌事項及び運営は次のとおりとする。

- 1 学年委員会は学年内の生徒の福祉と学年・学級相互の連携に関する事項。
- 2 学年委員会の運営については、常任委員会の運営に準ずる。

第19条 特定の目的のため会長の委嘱による特別委員会を設けることができる。

第20条 会長及び学校長はすべての会議に出席して意見を述べるができる。

第8章 経費

第21条 この会の経費は会費、寄付金及びその他により支弁する。

第22条 会費は生徒1人あたり月額250円とする。

第23条 総会において必要と認めるときは、会員は特別会費を納入するものとする。その額についてはその都度総会において決定する。

第24条 寄付金その他の収入の受け入れについては運営委員会の承認を必要とする。

第25条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 後援会

第26条 教育研究助成、学校行事助成、教育振興助成を目的とし、第5章のPTAの役員がその運営にあたる。

第27条 この会への加入は任意とする。

第28条 この会の会費は後援会費により支弁する。

第29条 後援会費は1口250円とし、会員の申し込み口数による。

第30条 総会において予算及び決算の審議をし、その承認をうける。

第31条 会計年度及び会計監査については、第25条及び第9章の各条に準ずる。

付 則

- 1 この規約は平成19年4月14日より効力を発生する。
- 2 この規約の解釈について疑義が生じたときは、運営委員会の決するところによる。
- 3 この規約の実施上必要な細目は、運営委員会において別に定める。

石岡市立城南中学校PTA規約

第1章 名称及び事務局

第1条 この会は石岡市立城南中学校 PTA という。

第2条 この会の事務局を石岡市立城南中学校内におく。

第2章 目的及び活動

第3条 この会は、父母と教師が協力して家庭と学校と社会における生徒の健全にして幸福な成長を図ることを目的とする。

第4条 この会は前条の目的を遂げるために次の活動をする。

- 1 よい父母、よい教師となるよう努める。
- 2 学校と家庭の緊密な連絡によって生徒の活動を増進し指導する。
- 3 生徒の生活環境をよくする。
- 4 交通安全の指導に努める。
- 5 会員相互の親睦を図る。
- 6 公教育費を充実することに努める。

第3章 方針

第5条 この会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

- 1 生徒の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- 2 特定の政党や宗教に偏ることなく、また営利を目的とする行為は行わない。
- 3 この会、またはこの会の役員の名で、公職の選挙の候補の推薦はしない。
- 4 学校の人事その他の運営管理には干渉しない。

第4章 会員及び会費

第6条 この会の会員は、城南中学校に在籍する生徒の父母または保護者並びに城南中学校の校長、及び職員とする。

第7条 会員は、この会の目的を達成するため会費を納めるものとする。
会費は月額300円とする。

第5章 役員

第8条 この会の役員は次の通りとする。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 3名 (高浜地区 1名, 三村地区 1名, 関川・茨城地区 1名)
- 3 書記 2名 (高浜地区, 三村地区, 関川・茨城地区の中から 1名, 学校 1名)
- 4 会計 3名 (高浜地区, 三村地区, 関川・茨城地区の中から 2名, 学校 1名)

第9条 役員を選出は次の通りとする。

- 1 会長、副会長は会員中より役員選考委員会で選出し、総会の承認を得て決定する。
- 2 書記、会計は会長が委嘱し、総会に報告する。
- 3 本会に準役員として顧問を置くことができる。顧問は会長が委嘱し、総会に報告する。
- 4 役員選考委員会を設け、新役員を選出確認作業を行う。構成員は、退任予定の正・副

会長、学年委員長とし、協議の結果を運営委員会に報告する。

第10条 会長、副会長の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。ただし、書記、会計及び顧問の任期は1年とし、再任を妨げない。

第11条 役員の任期中会員の資格を失ったときは、細則の定めるところにより、委員総会の承認があれば、残任期間だけその職にとどまることができる。また、補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

第12条 会長は会務を総理し、次の職務を行う。

- 1 委員総会及び役員会を召集し、会議の議長となる。
- 2 他の役員及び校長の意見を聞いて、書記、会計、顧問及び常置委員会の正副委員長を委嘱し、総会に報告する。
- 3 委員総会で選出された会計監査委員を委嘱し、総会に報告する。
- 4 他の役員、及び校長の意見を聞いて、会の運営をつかさどる。
- 5 必要に応じて顧問を本部役員会等に招集する。

第13条 副会長は会長を補佐し、会長に事故等があった場合は、その職務を代行する。

第14条 常置委員会の正副委員長は、それぞれの会務を遂行し、また常置委員会相互の連絡調整に協力する。

第15条 本部副会長は各地区の代表として、この会と各地区の密接な連絡提携を図り、この会の活動を円滑にする。

第16条 書記は次の職務を行う。

- 1 総会及び役員会、委員総会の議事、並びにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
- 2 記録、通信その他の書類を保管する。
- 3 会長の指示に従って、この会の庶務を行う。

第17条 会計は次の職務を行う。

- 1 総会が決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。
- 2 会計監査委員の監査を受け、定期総会で会計報告をする。
- 3 この会の財産を管理する。
- 4 事業並びに予算の立案に協力する。

第18条 顧問は、会長の要請により、本部役員会等に対して必要な助言を行う。

第6章 総会

第19条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。
規約の改正または制定、決算認定及び予算、事業計画の決定、役員及び会計監査委員の認定、その他重要事項の報告を受ける。

第20条 総会は定期総会、及び臨時総会とする。
総会は、会員の過半数をもって成立する。

第21条 定期総会は4月に開催する。臨時総会は役員会が必要と認めたととき開催する。

第22条 総会の議長は、役員会が会員の中から選出し、総会の承認を得る。

第7章 役員会

第23条 役員会は役員及び校長をもって構成され、必要により運営委員会が構成されたときは、その正副委員長がこれに加わる。
会の運営に必要なことがらの審議執行、及び常置委員会の連絡調整を図り、また総会提出の議案も作成する。

第24条 役員会の議事は、出席者の過半数で決定する。可否同数の時には、議長が決定する。

第25条 役員会は、会長が必要と認めたととき開催する。

第8章 常置委員会及び運営委員会

第26条 この会の活動に必要な事項を調査研究し、立案施行するために常置委員会を置く。常置委員会の必要事項は細則でこれを定める。

第27条 特別な事項について必要があるときには、運営委員会を設けることができる。運営委員会について必要な事項は、細則でこれを定める。

第9章 委員総会

第28条 委員総会は、役員、常置委員会及び校長をもって構成され、会長が召集する。

第29条 会長、副会長、監査委員を選出する。また、任期中、会員の資格を失った役員について審議し決定する。

第30条 委員総会の議事は、出席者の過半数で決定する。可否同数の時には、議長が決定する。

第10章 経 理

第31条 この会の活動に要する経費は、会費、寄付金及びその他収入によって支弁される。

第32条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第33条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第34条 この会の会計年度は毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

第11章 会計監査委員

第35条 この会を経理するために、2名の会計監査委員を置く。ただし、常置委員会正副委員長、役員は会計監査委員を兼ねることはできない。

第36条 会計監査委員は、委員総会で選出し、会長が委嘱する。

第37条 会計監査委員は必要に応じ、随時監査を行うことができる。

第38条 会計監査委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第12章 細 則

第39条 この会の運営に関し、必要な細則は、この規約に違反しない限り役員会の議決を経て定めることができる。

- 1 役員会は、細則を制定しまたは改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。
- 2 役員任期中に会員の資格を失った場合は、委員総会の承認を得て残任期間だけ会員となることができる。

第13章 校長の立場

第40条 校長は、学校管理及び教育上の立場から、役員会、委員総会、常置委員会及び運営委員会に出席し、意見を述べることができる。

第14章 規約の改正

第41条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。

付 則

- 1 この規約は昭和37年4月1日より実施する。
- 2 昭和43年4月規約の一部を改正する。
- 3 昭和46年4月28日規約の一部を改正する。
- 4 昭和48年4月規約の一部を改正する。(会費)
- 5 昭和49年4月規約の一部を改正する。(会費)
- 6 昭和50年4月規約の一部を改正する。(総会議長)
- 7 昭和54年4月規約の一部を改正する。(総会議長)
- 8 昭和57年5月規約の一部を改正する。(総会議長)
役員の定数について茨城地区は昭和58年度より実施する。
- 9 平成4年4月26日規約の一部を改正する。
(PTA会費に慶弔費を含む。)
- 11 平成10年4月25日規約の一部を改正する。(総会)
- 12 平成16年4月24日規約の一部を改正する。
- 13 平成17年4月23日規約の一部を改正する。
- 14 平成21年4月18日規約の一部を改正する。(役員)
- 15 平成25年4月20日PTAの慶弔に関する規定を定める。
- 16 平成27年4月18日規約の一部を改正する。(顧問の設置等)
- 17 平成28年4月16日規約の一部を改正する。(第5章 役員8条2, 3, 4)

石岡市立城南中学校後援会 会則

第一章 名称及び事務局

第一条 本会は、石岡市立城南中学校後援会と称し、事務局を城南中学校におく。

第二章 目的及び活動

第二条 本会は、城南中学校のPTAと連携し、城南中学校の教育活動並びに教育施設・学校環境の整備等を援助し、校風の昂揚と善導に資することを目的とする。

第三条 本会は、前条の目的をとげるため次の活動をする。

- (1) 体育施設の整備に対する援助
- (2) 生徒の体育に関する各種競技会
- (3) 生徒の対外教育活動の費用援助
- (4) 図書館教育充実の助成
- (5) 情報教育・科学技術教育・キャリア教育・学校健康教育及びその他の教育施設・設備の充実に対する援助
- (6) 教職員の生徒指導研究の助成

第三章 会員及び会費

第四条 本会の会員は、城南中学校に在籍する生徒の父母または保護者並びに城南中学校の校長及び職員とする。

第五条 会費は、この会の目的を達成するために会費を納めるものとする。会費は月額1口300円とする。

第四章 役員

第六条 本会の役員は、次の通りとする。

- 1 会長1名
- 2 副会長3名（高浜地区1名、三村地区1名、関川・茨城地区1名）
- 3 書記2名（高浜地区、三村地区、関川・茨城地区の中から1名、学校1名）
- 4 会計3名（高浜地区、三村地区、関川・茨城地区の中から2名、学校1名）

第七条 上記役員については、PTAの会長、副会長、書記、会計が教育後援会のそれぞれの役を兼任する。

第八条 本会に運営委員をおき、運営委員会を組織する。
(PTA各地区副会長・各常置委員長・副委員長)

第九条 本会の役員の任期は、1年として、再任を妨げない。

第十条 本会の役員は、次の任務を行う。

- 1 会長は、本会を代表して、会務を総括し、総会及び役員会を主催する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に支障があるときは、その任務を代行する。
- 3 書記は、会長の命により会務を処理する。
- 4 会計は、本会の金銭の収入、支出を行う。

- 5 運営委員会は会長の指導により開催し、本会の事業を企画立案し、総会で承認を得て、事業を執行するものとする。

第五章 会計監査委員

第十一条 この会を經理するために2名の会計監査委員を置く。ただし、常置委員会正副委員長、役員は会計監査委員を兼ねることはできない。

第十二条 会計監査委員は、委員総会で選出し、会長が委嘱する。

第十三条 会計監査委員は必要に応じ、随時監査を行うことができる。

第十四条 会計監査委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第六章 総 会

第十五条 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高機関であり、会長が招集する。

第十六条 総会は、毎年原則として1回、4月に開催し、会務の報告、予算の審議、決算の承認、その他重要事項の議決を行う。

第七章 会計年度

第十七条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第八章 会則の改正

第十八条 会則の改正は、総会において出席者の三分の二以上の賛成がなければ、改正することができない。

第九章 校長の意見

第十九条 校長は、総会、役員会等に出席し、学校側を代表して意見を述べるができる。

付 則

- 1 この規約は昭和63年4月1日より実施する。
- 2 平成4年4月26日規約の一部を改正する。(会費)
- 3 平成28年4月16日規約の一部を改正する。
(第四章 役員 第六条 2, 3, 4)